

## 連携と協調のフォーラム

### 【大学における法整備支援に関する研究・教育】

#### 名古屋大学法学部における法整備支援関係教育 ——実績と近年における困難

名古屋大学大学院法学研究科教授

法政国際教育協力研究センター センター長

小 畑 郁

#### はじめに

名古屋大学法学部（1999年の大学院重点化以降、研究教育の制度的主体としては大学院法学研究科であるが、実質的に一体性を保っている CALE や法科大学院と区別しないでいうために、全体として「法学部」という）は、1991年に、創立40周年を契機にした各界からの寄付金をもとに「アジア太平洋地域法政研究教育事業基金(AP基金)」を設立し、アジア地域との協力に基づく教育研究活動を本格的に開始した。この基礎には、京城帝国大学の教員を創立メンバーとして迎えたことや、稲子恒夫教授(1927-2011)を中心に社会主義法研究にも貢献してきたという、それ以前からの伝統がある。

やがて森嶋昭夫・現名誉教授による最初は個人的な法整備支援活動がはじまり、1998年には、アジア諸国を対象とする法整備支援活動に学部として取り組むことを決議し、2002年には、アジア法・法整備支援論の研究と教育を任務とする法政国際教育協力研究センター(Center for Asian Legal Exchange, CALE)を設立した。

この間、名古屋大学の文系諸学部が協力して1992年に創設した大学院国際開発研究科に招聘した、安田信之・鮎京正訓両教授（ともに現・名誉教授）によって、法学部のアジア法教育・研究は担われていた。その後、中国法・韓国法についても強化をすすめ、2004年には宇田川幸則教授、2014年には國分典子教授を迎え、他方、国際開発研究科には、2007年来、インドネシア法専攻の島田弦教授が着任している。

「法整備支援関係教育」という場合、その範囲が問題になる。ここでは、「法整備支援」という世界的にも注目される法律家の実践活動を学問的にどう考えるか、という「法整備支援論」といった科目や、その理論的基礎を提供しようとする「開発法学 Law and Development」のほか、法整備支援活動の基盤となる学問的知見を比較法学から提供しようとする「アジア法」といった科目を念頭におく。「中国法」や「ロシア法」（ないし旧ソビエト法）および「韓国法」は、日本の学問的伝統により深く根ざし、独自の領域を形成しているので、ここでは採りあげないこととする。また、本誌の読者により関心が高いと考えられる日本人（日本国民と定住外国人）対象の教育に絞って紹介することにする。

#### 1. 学部レベルの法整備支援関係教育

正確な開始年についての調査ができなかったが、おそらく1992年頃から、名古屋大

学法学部では、「アジア法Ⅰ」「アジア法Ⅱ」という各2単位の授業（4年配当）が提供されてきた。これらの科目構成は、1998年度より「比較法文化論Ⅰ」「比較法文化論Ⅱ」に衣替えとなったものの、現在に至るまで基本的に踏襲されている。

安田・鮎京両教授の授業では、前者では、ASEAN法や東南アジア法が、その概念をどのように考えるかという問題意識から議論され、後者では、アジアの立憲主義をテーマとして講義がなされていた。2002年より、「比較法文化論」は「Ⅰ」「Ⅱ」とも鮎京教授の担当となり、鮎京教授自身の回顧によると、たとえば前期はアジア法、後期は法整備支援論というような、内容的にも法整備支援を論じるようになってきたという。

「比較法文化論」は、2012年以降、島田教授の担当期を経て、現在（2014年度以降）では「Ⅰ」「Ⅱ」とも桑原尚子教授（現早稲田大学招聘研究員）により、3、4年生配当の夏季集中講義という形で提供されている。その講義概要によると、「比較法文化論Ⅰ」ではまず東南アジア諸国に関する憲法、次に中東諸国の憲法を扱い、その中で実質的にアジアの立憲主義、イスラーム、政教分離、ジェンダー、人権、民主主義をめぐる論点を取り扱われている。「比較法文化論Ⅱ」では、法整備支援論について、ケーススタディ、プロジェクトマネジメントといった方法で、その理論、課題を考えさせる内容となっている。

このように、名古屋大学法学部の学部レベルの座学教育では、アジア諸国の法の比較法文化論的検討という視角を重視しながら、法整備支援という実践が提起する問題を意識させる教育が行われている。もっとも、前者においては、私法学からのアプローチが弱く、また、比較法学をより深めていくための教育が多くを学生を対象に行われているとはいえない。近年では非常勤講師により提供されていることに示されているように、再生産過程を確立するどころか、それに向けての道のりでは、むしろ後退がみられるということは否定できない。

## 2. 法科大学院における法整備支援関係教育

名古屋大学法科大学院では、2004年の開設以来、「基礎隣接科目群」に「アジア法概論」、「展開・先端科目群」に「法整備支援論」という科目を各2単位設けてきた。この構成は、前者が「比較法Ⅱ」と科目名称が変更されているが、今日に至るまで踏襲されている。

当初は、両科目とも鮎京教授の担当であったが、島田教授の両科目担当時期を経て、現在では、「比較法Ⅱ」が島田教授、「法整備支援論」が國分教授の担当となっている。その講義要綱によると、前者では、アジア法の認識方法の理論、植民地経験・権威主義と法の問題、インドネシア法が、後者では、法整備支援の事例研究と理念論、評価手法についての講義や各支援機関からゲスト講師を招いてのそれぞれの活動について議論の場が提供される。後者では、アジアからの留学生（日本法教育研究センター出身）と交流して、各国の法制度に触れる試みも導入されている。

両者の履修登録者数の変遷を次の表1にまとめてみた。なお、規模感を与えるために各

年度の法科大学院修了者数を参考情報として掲げる。

表1 名古屋大学法科大学院における「法整備支援関係科目」履修登録者数の推移

年(20XX)	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17
比較法Ⅱ	0	1	0	6	4	6	4	7	3	5	3	3	3	1
法整備支援論	0	5	32	43	48	26	26	25	13	13	14	9	4	5
(参考)修了者	-	29	65	79	81	83	78	84	67	59	72	47	46	-

この表からは、「法整備支援論」は、2011年度ごろまでは、選択科目としては、極めて人気の高い科目であり、毎年1学年の半分から3分の1ほどの学生が登録していたが、近年は、それほどでもなく、1割程度にまで落ち込んでいることが分かる。入試に関わった経験からは、全国の法科大学院のなかの名古屋大学の特徴といえば、法整備支援について学べる、という評判は、かなり広く行き渡っているが、現実の学生の登録行動に反映しているとはもういえなくなっている、とあってよいであろう。

「比較法Ⅱ」については、一貫して登録者数が少ない。「法整備支援論」を履修する学生であっても、「比較法Ⅱ」を履修しない学生が大多数であることは、注意しなければならない。

以上から、かつては(2011年頃までは)、名古屋大学法科大学院で学んだ学生が、層をなして「法整備支援論」を履修しており、同法科大学院は、法整備支援の将来の潜在的担い手を輩出する基盤を提供する役割を果たしていたといえることができる。しかし、現在では、法整備支援関連科目を履修する余裕を、多くの学生はもっていないことは明らかである。名古屋大学法科大学院においてすら、そのような状況であるから、日本の法曹養成の基幹的役割を果たすとされており、よりプロセスで教育することのできる法科大学院が、法整備支援の担い手を理論的な面で支えることができていることは明らかである。

### 3 学部・法科大学院における体験型学修の提供

以上の傾向とやや異なる様相を示しているのが、学部学生・法科大学院学生(および修了生)に提供されている、現地での体験型学修への参加状況である。

名古屋大学法学部では、中国・韓国との間で学生を交換する(長期1年)「キャンパスアジア」事業を2011年度から行ってきたほか、ASEAN諸国との学生を交換する「キャンパス・アセアン」事業を2012年度から展開してきた。後者は、現在では、名古屋大学のいくつかの部局が共同で行う「ASEANと日本を繋ぐグローバル・ソフトインフラ基礎人材育成プログラム」事業の一環として行われている。その派遣のみの実績をまとめたのが次の表2である。名古屋大学法学部の1学年の定員が150であることを考えると、こちらの予想も超える盛況といえることができる。

表2 「キャンパス・アセアン」による派遣実績

	※延べ人数	ベトナム	ベトナム	カンボジア	インドネシア	ミャンマー	ラオス	ウズベキスタン	
		ハノイ法科大学	ホーチミン市法科大学	王立法経大学	ガジャマダ大学	ヤンゴン大学	ラオス国立大学	タシケント国立法科大学	
2012年度	短期派遣	6	5	5	6				
2013年度	短期派遣	6	6	3	3				
	長期派遣	1	1	1	1				
2014年度	短期派遣	8	8	4	3				
	長期派遣			2	1				
2015年度	短期派遣			6	6				
	長期派遣		1	1	2				
2016年度	短期派遣	10	10			6	6		
	長期派遣	1	2		1				
2017年度	短期派遣						5	7	予定
	長期派遣					2			予定
<b>派遣合計</b>		<b>136</b>	<b>32</b>	<b>33</b>	<b>22</b>	<b>23</b>	<b>8</b>	<b>11</b>	<b>7 (小計)</b>

※短期は2週間程度、長期は6カ月

また、2008年度より、法科大学院修了生を、日本法教育研究センターに短期派遣する事業を行ってきた（2015年度は、現役の法科大学院生も派遣）。これは、2週間程度、アジア7か国8か所にある日本法教育研究センターで行っている日本語による日本法教育の授業に参加し、日本法の講師を体験し、あわせて現地の法律関係機関や法整備支援関係事務所を訪問するもので、毎年2名から4名程度派遣している。派遣者は、希望者の中から、書類と面接により選抜される。毎年の派遣人数は、受け入れるセンターのキャパもさることながら、予算状況によって決められるので、現実には、希望者の半数近くは、選抜で勝ち残れず派遣されないのが実態である。

このように、学部でも法科大学院でも、アジアの現場を体験するプログラムは、人気が高いといえる。アジアにおける法整備支援の第1歩は、アジアの現場に行きアジアの人々と交流することであるから、このことは、大いに勇気づけられる現象である。もっとも、CALEの担当者からの聞き取りや報告会での印象では、アジアの法についてもさることながら、各国社会とその歴史的体験についての知識の絶対量が足りない、ということ率直に指摘せざるをえないのが現実である。

## おわりに

以上を総括すれば、名古屋大学法学部が、法整備支援関係教育において果たしてきた役割は、決して過小評価することはできない。上には触れなかったが、鮎京教授は、毎年ゼミを担当され、たくさんの教え子を育てられた。その中には、大学院でも鮎京教授の指導を受け、研究者となり、大学教育に直接関わるようになられた方もおられる。

しかし、近年の困難が、法整備支援関係教育の担い手の先細りということに集約的に表現されていることは明らかである。学部学生でも法科大学院学生でも、アジア法についての理論的関心は、低空飛行を続けている。法学の中で、アジア、というフィールドが、依然としてマイナーな位置に置かれつづけていることの反映でもあり、結果でもあるという

ことができる。要するに、大学におけるアジア法は、レジーム化に成功していないのである。日本社会もアジア諸国の社会と共通の特徴を多く持ち、現在では、東アジア・東南アジアと経済的に一体化しているにもかかわらず、アジア法研究を大学における法学の基幹として育てられていないことは、日本の法学徒にとっては、痛恨の極みであり、猛省を要する。

同様の指摘は、あるべき法実務家の養成プロセスという観点からも行うことができる。法整備支援活動は、日本の法曹にとっては、一部の人が多くの場合一時的に行う活動としてしか位置づけられていない。日本の法曹が関わるべき実務を、日本の裁判所における法実務と狭く位置づけず、グローバル化と地域協力が進展する世界における（日本発の）法務サービス提供として考えるのであれば、「法整備支援論」や「アジア法」は、法曹養成過程における必須科目と考えるべきであろう。

CALE としては、日本における法学と法実務を、そのような方向に展開していくために、今後も、より一層努力を積み重ねる決意である。